

動薬協会発 46 号
平成27年5月11日

公益社団法人日本動物用医薬品協会

会員 各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井邦顕

「夏の生活スタイル変革の推進」について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

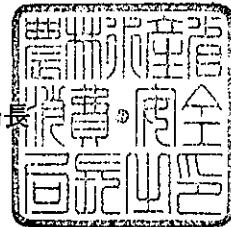
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より、通知がありましたのでお知らせします。

27消安第677号
平成27年5月1日

公益社団法人

日本動物用医薬品協会専務 殿

農林水産省消費・安全局長



「夏の生活スタイル変革の推進」について

近年、労働力人口が減少していく中で、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作ることで、労働生産性を上げて成長を持続させることが重要な課題となっています。しかしながら、我が国においては、長時間労働により国民が豊かさを実感できない現状にあり、こうした現状を打破するために、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

こうした中、政府では、個人のライフスタイルに応じた働き方の実現に向けて、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する国民運動を展開しています。政府内では、「先づ隗より始めよ」の考え方のもと、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、率先して「夏の生活スタイル変革」に取り組むこととしております。

「夏の生活スタイル変革」は、個人のライフスタイルに応じた働き方を目指して、長時間労働の削減等を図ることを目的とするものであり、業種、規模等により、その効果的な手法は多様なものと考えています。

貴団体におかれましても、その趣旨にご賛同頂き、「働き方改革」の一環として、企業の実情に応じて可能な範囲で自主的な取組をお願いいたします。



夏の生活スタイル変革

○個々人がライフスタイルに合わせて仕事ができるようになることが最終目標
○まずは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方は家族などと過ごす時間を充てる

長時間労働の抑制
ワーク・ライフ・ハーバンスの実現

仕事の効率化を通じた労働生産性の向上
余暇充実による需要創造

国民力が豊かさを実感

**強い経済の実現を後押しし
(先進国としての自信と誇りの回復)**

今年の夏から、朝型勤務を軸に柔軟(フレックスタイム制も適宜活用)!

*国家公務員については、今年の夏から率先して朝型勤務を進めるが、フレックスタイム制を活用した朝型勤務については、所要の法改正がなされた後、実施する。

【早めの帰宅で保育園にお迎え】
朝7時30分に出勤、
午後4時まで仕事。
保育園に直行して
子どものお迎え。明
るいうちに子どもとも
一緒にお風呂。ちなみに、朝は夫が子どもに朝食を食べさせ、
保育園にお見送りし
て10時に出勤。

30代 Aさん

【夕方は一人暮らしひの母に会いに】
朝8時に出勤。午後4時30分まで仕事。
夕方からは、80代の母の顔を見
に郊外の実家へ。
母は、まだまだ元気で介護はいらっしゃらないけれど、一人暮らしなので少し心配。

40代 Bさん

【夕方は夫婦でテニスを楽しむ】
最近、運動不足を痛感し、妻と一緒にテニスを始めた私。定時退社したいので朝7時に出勤して1時間の「朝残業」。午後4時半の定時まで仕事をし、明るいうちに妻と一緒にテニスコートへ。

50代 C氏

民間企業・自治体の朝型勤務の事例

「朝型勤務」とは、朝早く働きはじめ、夕方には仕事を終えること。長時間労働を抑制し、働く人々のワーク・ライフ・バランスを実現することが目的。
例えば、始業・終業時刻を早めて残業は原則認めない、始業時刻は変更せざる残業は始業前の一一定時間しか認めないと、さまざまな手法が考えられる。

＜主な事例＞

【A社】

- 所定勤務時間帯(9時-17時15分)での勤務を基本とし、夜型の残業体質から朝型の残業へと改善
- ・深夜勤務(22時-5時)の「禁止」、20時-22時勤務の「原則禁止」。
- ・早朝勤務時間(5時-8時)は、インセンティブとして、深夜勤務と同様の割増し賃金を支給。
- ・7時50分以前始業の場合、5時-8時の割増率を8時-9時にも適用。
- ・8時前始業社員に対し、軽食を支給。

○2013年10月からトライアル。2014年5月より正式導入。

○この結果、導入前と比べ、時間外勤務時間、時間外勤務手当(早朝割増を含む)ともに減少。

【B社】

- 役員、本部長、プロジェクトメンバーの3名で20時40分から全フロアを回り、退社の声かけを実施。
- 早朝出勤の社員に8時45分から「朝パン」を配布。2015年1月からはおむすびの配布に変更。

【C社】

- フレックスタイム制のコアタイムを、従来10時であつたものを9時～15時に前倒し。加えて、20時以降の勤務を原則禁止。

【D市】

- 夜間(午後10時以降)等の時間外勤務を原則禁止し、代替措置として翌日の早朝6時から8時の時間外勤務を推奨。

- 水曜日には、市長や副市长が見回り退庁指導を行う。

第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説

(平成27年2月12日) (抄)

(柔軟かつ多様な働き方)

あらゆる人が、生きがいを持って、社会で活躍できる。そうすれば、少子高齢社会においても、日本は力強く成長できるはずです。

そのためには、労働時間に画一的な枠をはめる、従来の労働制度、社会の発想を、大きく改めていかなければなりません。子育て、介護など働く方々の事情に応じた、柔軟かつ多様な働き方が可能となるよう、選択肢の幅を広げてまいります。

夏が長い夏は、朝早くから働き、夕方からは家族や友人との時間を楽しむ。夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を開きます。

夏休みの前に働いた分、子どもにも合わせて長い休みを取る。そんな働き方も、フレックスタイム制度を拡充して、可能とします。専門性の高い仕事では、時間ではなく成果で評価する新たな労働制度を選択できるようにします。

時間外労働への割増賃金の引上げなどにより、長時間労働を抑制します。更に、年次有給休暇を確実に取得できるようにする仕組みを創り、働き過ぎを防ぎ、ワーク・ライフ・バランスが確保できる社会を創ってまいります。

少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定) (抄)

○ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保

・育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度等の企業への制度導入・定着により多様な働き方を推進するとともに、働く意欲と能力のある女性の就業継続や再就職の支援など、多様な働き方を選択できる条件を整備する。

・フレックスタイム制の清算期間の上限の拡大を図ることにより、個人のライフスタイルに対応し、まとまった期間短時間で働くなど、一層柔軟でメリハリの効いた働き方を可能とし、子育てなど生活と仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図ることを促進する。

・夏が長い夏は、朝早くから働き始め夕方からの時間を有効に使えるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動を開ける。

国家公務員における「夏の生活スタイル変革」(朝型勤務と早期退庁の勧奨)の 実施方針 概要

1. 題 旨

- 我が国の長時間労働を打破し、働き方を含めた生活スタイルを変革する国民運動を、政府を挙げて展開。
- このため、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たって、以下の3点を重視。
 - ① 朝型勤務を実施し、退庁時間も早め、一日の時間を有効に使うことにより、ワークライフバランスを実現
 - ② 業務の無駄を徹底的に排除し、業務を効率化
 - ③ 職員の士気の向上も通じて、国民への行政サービスの維持・向上を徹底

2. 対象時期、対象職員

- 平成27年7月・8月（ワークライフバランス推進強化月間に実施）
 - 原則全ての府省等（地方機関等を含む）が対象
 - 対象職員の範囲は、業務の特性や職員・組織の状況も考慮しつつ、各府省等で判断
- 実施が困難なことが想定される職員（例）
- | |
|----------------------------------------------------------|
| ① 交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員 |
| ② 育児・介護等本人の事情により実施が困難な職員 |
| ③ 実施することにより確実に行政サービスの低下につながる職員 |
| ④ 業務の繁忙期となることが予め見込まれ、実施することにより7月・8月を通じて確実に労働時間の増加につながる職員 |

3. 実施内容

- 通常8:30～9:30の勤務開始時刻を1～2時間程度早め、7:30～8:30（終業時刻は16:15～17:15）等とする
- ※ なお、官庁勤務時間（8:30～17:00）は変更しない。
- 早朝出勤の職員は、原則定時退庁（困難な場合でも可能な限り早期退庁）
- 期間中の毎週水曜日は、霞が関等において、原則として遅くとも20時までの庁舎の消灯を励行
- また、期間中は、政府全体で、原則16:15以降に会議時間を設定しない等の取組を徹底
- 併せて、業務効率化、早期退庁目標の設定その他のワークライフバランス推進強化月間の取組を推進し、省全体として超過勤務縮減を図る

国家公務員における「夏の生活スタイル変革」（朝型勤務と早期退庁の勧奨） の実施方針

内閣人事局

1 趣旨

我が国の長時間労働を打破し、働き方を含めた生活スタイルを変革する国民運動を、政府を挙げて展開する。

このため、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たって、以下の3点を重視する。

- ① 朝型勤務を実施し、退庁時間も早め、一日の時間を有効に使うことにより、ワークライフバランスを実現すること
- ② 業務の無駄を徹底的に排除し、業務を効率化すること
- ③ 職員の士気の向上も通じて、国民への行政サービスの維持・向上を徹底すること

2 実施時期

平成27年7月及び8月（ワークライフバランス推進強化月間に実施）

3 対象機関・職員

○ 対象機関

原則として全ての府省等（地方機関等を含む）が対象

○ 対象職員

各府省等において、業務の特性や職員・組織の状況も考慮しつつ、一部期間の実施も含め、できる限り多くの職員に実施させる。

具体的な対象職員の範囲は各府省等において判断することとするが、実施が困難なものとして想定される職員の例は以下のとおり。

- ① 交替制勤務職員等業務の性質上実施が困難な職員
- ② 育児・介護等本人の事情により実施が困難な職員
- ③ 実施することにより確実に行政サービスの低下につながる職員
- ④ 業務の繁忙期となることが予め見込まれ、実施することにより7月・8月を通じて確実に労働時間の増加につながる職員

※ ③・④については、一部期間の実施や体制上の工夫により可能な場合には実施に努める。

4 実施内容

- 通常の勤務時間開始時刻（8:30～9:30）を1～2時間程度早め、7:30～8:30（終業時刻は16:15～17:15）等となるよう勤務時間を割振り（早出勤務の活用）
※ なお、行政サービスの低下を招かないよう、官庁執務時間（8:30～17:00）は変更しない。そのため、実施に当たっては、官庁執務時間中や緊急時に、組織体としての対応が可能となるよう、各部局等において、職員や係ごとに実施期間を変える、始業時刻をずらす等の工夫を行う。
- 早朝出勤の職員は、原則定時退庁
※ 定時退庁が困難な日でも、可能な限り早期に退庁させるなど、職員の労働強化につながらないよう、各職場において、職員の状況に応じた運用を行う。また、これにより、早朝出勤職員以外の職員など全体として超過勤務が増加しないよう配慮する。
- 期間中の毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日には、本府省等（霞が関等）において、遅くとも20時までの庁舎の消灯を励行（国会関係業務などの業務等がある場合を除く）
- 期間中は、早朝出勤の職員が超過勤務をすることのないよう、政府全体で、原則16:15以降に会議時間を設定しない等の取組を徹底
- 実施した職員数及びその効果等をフォローアップ
- 併せて、業務効率化、早期退庁目標の設定その他のワークライフバランス推進強化月間の取組を推進することにより、省全体として超過勤務縮減を図る